

平成30年12月28日  
独立行政法人農畜産業振興機構

平成30年度の肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）における直近3年間における年間の全国肉豚出荷頭数に対する12月30日以後の全国肉豚出荷頭数の割合を平均した値として理事長が別に定める係数（日割り係数）について

肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第5241号）附則7の規定に基づく直近3年間における年間の全国肉豚出荷頭数に対する12月30日以後の全国肉豚出荷頭数の割合を平均した値として理事長が定める係数（日割り係数）を100分の25.4と定めたので公表します。

ただし、養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号）第4の2の（1）のエに規定する新たに養豚経営に参入する等理事長が認める場合として平成30年度の養豚経営安定対策事業に途中参加した者（事業対象肉豚に係る権利義務の承継により同事業に途中参加した者を除く。）の同係数については、平成30年度第2四半期から同事業に途中参加したものにあっては100分の33.5、平成30年度第3四半期から同事業に途中参加したものにあっては100分の48.8とします。